

# 個別施設計画様式

策定年月日

R3.1.29

## 1 対象施設・施設概要

### 施設情報

施設名称	旧東部土木事務所	所管所属名称	環境生活部消費生活・文化課
------	----------	--------	---------------

### 公共施設等総合管理方針施設分類

大分類	公共用施設	中分類	その他公共用施設	小分類	用途廃止施設
-----	-------	-----	----------	-----	--------

### 主要建物概要

構造	鉄筋コンクリート	用途	事務所	建築日	1963/3/30
経過年数	57	耐用年数	50	目標使用年数	特になし
運営方式	使用貸借	管理者名称	消費生活・文化課	全延床面積(m <sup>2</sup> )	1507.11
所在地	石巻市東中里二丁目1番1号				

## 2 計画期間

計画期間は令和3年から令和5年までの3年間とする。

## 3 点検・診断によって得られた個別施設の状態

別添「保全点検結果報告書」のとおり

## 4 当該施設の必要性

設置根拠規定等		必要性の有無	有
業務内容	Reborn-Art Festival(以下RAF)の事務局が入居し、活動拠点として周辺市町村やキュレーター等と連携を図っている。また、本祭開催時には、作品の制作場所や保管場所としても使用している。		
必要性の判断理由	RAFは被災地における文化芸術の力による県民の心の復興を推進するとともに、他分野との連携により持続的な地域経済の発展に寄与する文化芸術拠点の形成を図る取組であり、被災地域の中長期的な再生と心の復興を推進する県の政策とも関連性があることから支援する必要がある。		

## 5 施設ごとの今後の対策

管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	当該施設の維持保存等に係る経費については、使用貸借契約において借受者が負担することとしているため、県は保全点検を確実に実施しその結果を借受者と共有し、調整の上、施設の維持を図ることとする。
施設間・対策間の優先順位の判断内容	上記「管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針」に基づき、各建物ごとの劣化状況と修繕の必要性について判断の上、検討を行う。 なお、当該施設の使用貸借は令和5年で終了するが、借受者は令和9年までの使用意向を示しており、貸付期間が更新された場合には、令和5年度に実施する保全点検の結果を基に借受者と修繕内容について調整する。

## 6 対策内容、時期及び概算費用

別添「短期保全計画」のとおり



## 様式2 短期保全計画表

(金額単位：千円)

対策内容	3	4	5	計
	59	60	61	
点検・診断			○	
修繕				
耐震化(非構造部材)				
更新				
建替				
集約化・複合化				
機能転換・用途変更				
廃止・撤去				
計				

### 記入方法

- 概ね10年間の年度ごとの具体的対策内容(対象部位・工事種別等)と概算費用を記入する。(点検・診断は実施年度に○印のみ記入)
- 修繕(事後保全・予防保全)について、時期及び費用が特定できない場合は、各年度の概算費用として、築後年数に応じた下記単価を延べ面積に乗じた額を記入する。

築後年数	10年未満	10~20年未満	20~30年未満	30~40年未満	40年以上
m <sup>2</sup> あたり費用(円)	151	1,098	1,635	2,213	2,448

国土交通省 「合同庁舎・一般事務庁舎の補修費用の平均」

施設名称: 旧東部土木事務所

建物棟名称: 庁舎

所在地: 石巻市東中里二丁目1-1

①用途: 事務所

②延べ面積: 1,051 m<sup>2</sup>

③階数: 地上2階

④竣工年度: 昭和 37 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
	(対策等)	A
2 - 建築物の外部	(指摘項目) 軒裏の一部の塗装に剥離が見受けられます。	判定
	(対策等) 経過観察願います。	B
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定
	(対策等)	A
4 - 建築物の内部	(指摘項目) 旧河川砂防1, 2班執務室の一部の照明器具が傾いています。	判定
	(対策等) 部分改修が必要です。	B
5 - 避難施設等	(指摘項目) 屋外階段全体的に錆びが見受けられ, 利用上の安全性の担保ができません。災害時等の避難に支障があると考えられます。	判定
	(対策等) 早急な改修等が必要です。	D
6 - その他	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
特記事項	①旧コンピューター室の天井(エキスパンション付近)にシミがありますが, 立会者の聞き取り及び屋上の状況からは雨漏りが疑われる状況ではありませんでした。よって, 経過観察を行ってください。 ②旧1階書庫の天井材が外れていますので, 計画的な修繕を検討してください。	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和2年7月17日

点検者職氏名	東部土木事務所 技術次長 竹ノ内 寿也 技師 横田 純
立会者職氏名	リノベーションフェスティバル 実行委員会事務局長 松村 豪太

4 参考掲載B判定



照明が傾いており、落下の危険がある。

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	旧河川砂防1, 2班執務室の一部の照明器具が傾いています。部分改修が必要です。
	旧東部土木事務所	庁舎		

5



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	屋外階段全体的に錆びが見受けられ、利用上の安全性の担保ができません。災害時等の避難に支障があると考えられます。早急な改修等が必要です。
	旧東部土木事務所	庁舎	D	

令和2年 県有建築物保全点検



エキスパンション付近にシミあり。  
立入者への聞き取り及び屋上を確認した限りは雨漏りが疑われる状態でないため経過観察が必要。

エキスパンション付近以外にも同様のシミあり。

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	旧コンピューター室の天井(エキスパンション付近)にシミがありますが、立会者の聞き取り及び屋上の状況からは雨漏りが疑われる状況ではありませんでした。よって、経過観察を行ってください。
	旧東部土木事務所	庁舎	特記事項	



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	旧1階書庫の天井材が外れていますので、計画的な修繕を検討してください。
	旧東部土木事務所	庁舎	特記事項	

県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[ 建築物 ]

施設名称：旧東部土木事務所

建物棟名称：庁舎

所在地：石巻市東中里二丁目1-1

①用途：事務所 ②延べ面積：1,051㎡ ③階数：地上2階 ④竣工年度：昭和37年度

当該建築物の調査者		氏名
	代表となる調査者	東部土木事務所 技術次長 竹ノ内 寿也
	その他の調査者	技師 横田 純

番号	調査項目	調査結果 (該当箇所○印)				備考	
		指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
		A	B	C	D		
1 敷地及び地盤							
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
2 建築物の外部							
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○				
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況					
(6)	外 壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○				
(11)	外 壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況		○		軒裏一部に塗装の剥離が見受けられます。	
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○				
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
<b>3 屋上及び屋根</b>							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○				
(2)	(3) 屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○				
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	○				
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	○				
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況					
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器本体の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
<b>4 建築物の内部</b>							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(12)	1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況					
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(21)	1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況					



番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○				
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(31)		防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(35)		照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況		○			照明器具が傾いており不安定
(44)		石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況					
(46)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
<b>5 避難施設等</b>								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況				○	屋外階段全体に錆びが見受けられる。
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	○				
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	○				
<b>6 その他</b>								
(5)		避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

施設名称: 旧東部土木事務所

建物棟名称: 重車両車庫

所在地: 石巻市東中里二丁目1-1

①用途: 車庫・倉庫等

②延べ面積:

240 m<sup>2</sup>

③階数: 地上1階

④竣工年度: 昭和 37 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
2 - 建築物の外部	(指摘項目) 庇の一部に割れや, クラック見受けられます。劣化が進行すると落下する危険性があります。	判定
	(対策等) 部分改修が必要です。	B
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定
	(対策等)	A
4 - 建築物の内部	(指摘項目) コンクリートブロック組積造の壁にクラック見受けられます。 RC造の柱, 梁接合部にクラックやエフロレンスが見受けられます。	判定
	(対策等) 経過観察願います。	B
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
6 - その他	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和2年7月17日

点検者職氏名	東部土木事務所 技術次長 竹ノ内 寿也 技師 横田 純
立会者職氏名	リノベーションフェスティバル実行委員会事務局長 松村 豪太

2 参考掲載B判定



底部分に割れ、クラックが見受けられる

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	庇の一部に割れや、クラック見受けられます。部分改修が必要です。
	旧東部土木事務所	重車両車庫		

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	
	旧東部土木事務所	重車両車庫		

県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[ 建築物 ]

施設名称：旧東部土木事務所

建物棟名称：重車両車庫

所在地：石巻市東中里二丁目1-1

①用途：車庫・倉庫等 ②延べ面積：240㎡ ③階数：地上1階 ④竣工年度：昭和37年度

当該建築物の調査者		氏名
	代表となる調査者	東部土木事務所 技術次長 竹ノ内 寿也
	その他の調査者	技師 横田 純

番号	調査項目	調査結果 (該当箇所○印)				備考
		指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外 壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(11)	外 壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況		○		庇部分に割れ、クラック見受けられる。
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(14)		コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
<b>3 屋上及び屋根</b>							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	(3) 屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況	○				
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器本体の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
<b>4 建築物の内部</b>							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		○		壁面にクラックが見受けられる。
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		○		柱、梁にクラック、エフロレッセンスが見受けられる。
(12)		1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(21)		1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(31)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(35)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況	○				
(44)		石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況					
(46)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
<b>5 避難施設等</b>								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況					
<b>6 その他</b>								
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

施設名称: 旧東部土木事務所

建物棟名称: 軽車両車庫

所在地: 石巻市東中里二丁目1-1

①用途: 車庫・倉庫等

②延べ面積:

143 m<sup>2</sup>

③階数: 地上1階

④竣工年度: 昭和 37 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
2 - 建築物の外部	(指摘項目) 柱, ベースプレート, アンカーボルトが全体的に錆びが見受けられます。	判定
	(対策等) 経過観察が必要です。	B
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目) 屋根全体に錆が見受けられます。特に北側は南側に比べて錆びが進行しています。	判定
	(対策等) 経過観察が必要です。また, 北側は錆びが進行していますの, 進行具合(雨漏り等)に応じて, 修繕等の検討してください。	B
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定
	(対策等)	A
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
6 - その他	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和2年7月17日

点検者職氏名	東部土木事務所 技術次長 竹ノ内 寿也 技師 横田 純
立会者職氏名	リノベーションフェスティバル実行委員会事務局長 松村 豪太

県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[ 建築物 ]

施設名称：旧東部土木事務所

建物棟名称：軽車両車庫

所在地：石巻市東中里二丁目1-1

①用途：車庫・倉庫等 ②延べ面積：143㎡ ③階数：地上1階 ④竣工年度：昭和37年度

当該建築物の調査者		氏名
	代表となる調査者	東部土木事務所 技術次長 竹ノ内 寿也
	その他の調査者	技師 横田 純

番号	調査項目	調査結果 (該当箇所○印)				備考
		指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
		A	B	C	D	
1 敷地及び地盤						
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況				
2 建築物の外部						
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○			
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況				
(6)	外 壁 躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		○		鉄骨部材の錆
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)	外 壁 外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)		金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(14)		コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○			
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況				



番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
<b>3 屋上及び屋根</b>							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	(3) 屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレインを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況		○			屋根材の錆。
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器本体の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
<b>4 建築物の内部</b>							
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(12)		1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(21)		1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○				
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(31)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(35)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況	○				
(44)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況					
(46)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
<b>5 避難施設等</b>								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況					
<b>6 その他</b>								
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					


(参考様式：調査結果票)


### 県有建築物保全点検調査結果票（準用版）


施設名称：旧東部土木事務所 書庫 延べ面積：72.90 m<sup>2</sup> 1 階建て  
棟名称：書庫棟 竣工年月：2010/6/4 S 造  
点検者：佐藤総括 尾形 点検日：2021/03/16 10 年経過

番号	調査項目		調査結果	写真番号
<b>2 建築物の外部</b>				
(2)	基礎		基礎の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(6)~(10)	外壁	躯体	外壁躯体の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(11)~(14)		外装仕上げ材等	タイル、モルタル等の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
<b>3 屋上及び屋根</b>				
(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
(2)~(4)	屋上周り (屋上面を除く)	パラベット、笠木の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正	該当なし
(5)		排水溝の劣化及び損傷の状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正	雨樋
(7)	屋根 (屋上面を除く)		屋根の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況	■ 支障なし □ 要注意 □ 要是正
<b>5 避難施設等</b>				
(8)	避難上有効なバルコニー		手すり等の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正 該当なし
(25)	排煙設備等 その他	防煙壁	防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正 該当なし
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正 該当なし
(39)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	□ 支障なし □ 要注意 □ 要是正 該当なし
(特記事項)				
建物出入口の軒(写真番号1)、底のはね出しブラケット(写真番号2)及び雨樋の取り付け金物(写真番号3)に錆が見られますので、改善が望まれます。				

(参考様式：写真票)

1	調査項目： 特記事項 建物出入り口の軒			
		確認事項		
			特記事項	ブレースに錆が見られますので、改善が望まれます。
				<input checked="" type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 要是正

2	調査項目： 特記事項 庇のはね出しブラケット			
		確認事項		
			特記事項	錆が見られますので、改善が望まれます。
				<input checked="" type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 要是正

3	調査項目： 特記事項 雨樋の取り付け金物(デンデン)			
		確認事項		
			特記事項	錆が見られますので改善が望まれます。
				<input checked="" type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 要是正

4	調査項目： 参考(外見及び建築物内部)	
		確認事項
		特記事項
		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 要是正

5	調査項目： 3 屋上及び屋根 (1) 屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況並びに雨漏れの状況
		確認事項
		特記事項
		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 要是正

6	調査項目： 3 屋上及び屋根 (2)～(4) 屋上周り (屋上面を除く)	パラベット, 笠木の劣化及び損傷の状況
		確認事項
		特記事項
		<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 要是正